

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」  
報告書案に対する意見募集の実施について（結果）

- 実施期間：令和7年12月23日（火）～令和8年1月12日（月・祝）
- 提出意見件数：417件（個人：335件、団体：82件）※重複あり
- 報告書案の項目ごとの意見の内訳

項目	延べ件数	主な意見（要約）	
はじめに	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「図書館」は公立図書館が想定されており、私立図書館はあまり考慮されていないのではないかと。</li> <li>● AIに対する危機感が感じられない。</li> </ul>	
1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して	(1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館の設置状況は平成の大合併前の市町村ベースではどうなるかなど細かい分析もすべき。</li> <li>● 司書教諭の配置猶予の11学級以下の学校が今では小学校で約4割、中学校で約5割にもなっていることを踏まえるべき。</li> <li>● 学校司書の配置率向上は複校兼務等によるもので実態は深刻。</li> <li>● 蔵書の「冊数」だけでなく、構成や更新状況なども評価指標とすべき。</li> <li>● 生成AIは驚異の面だけでなく、レファレンスへの活用やサービスの高度化など良い面での活用もあるのではないかと。</li> </ul>
	(2) 今後求められる機能と役割	68	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近くの図書館は暗くて活気がないが、他の自治体には滞在したくなる図書館もあり、自治体間の格差が問題。</li> <li>● 学校施設内の公共図書館の併設は双方の弱みを克服できる。</li> <li>● 特別支援学校の児童生徒は、ICT利用に制限のある子供もいる。この点において、学校図書館と紙資料が重要な情報保障の役割を果たし、不可欠である。</li> <li>● 校内の利用しやすい場所への移設を含め、「気軽に立ち寄れる・利用できる」状況にすれば読書にも探求学習にもつながる。</li> <li>● 教室に入りづらい児童生徒のための「安心できる居場所」機能を重視すべき。</li> <li>● 学校図書館は「情報センター」でもあるため、情報リテラシー教育の拠点になるべき。</li> </ul>
2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策 (1) ユニバーサル・アクセスの実現に向けて	1) ICT・デジタル化への対応	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体間の格差是正のため、国・広域での基盤整備が必要。</li> <li>● デジタル化を指導できる専門人材の育成と配置が不可欠。</li> </ul>
	2) 読書バリアフリーの推進	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視覚障害のみならず、聴覚障害者への対応も必要。読書バリアフリーの取組は、学校段階だけでなく、未就学期や低学年から一貫して進めることが重要。</li> </ul>
	3) ユニバーサル・アクセスの実現に向けた方策	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館未設置自治体における図書館設置を促すことは大変重要で、その記載があることはありがたい。</li> <li>● 来館困難者に対するサービスとして「電子図書館サービス」を最初に挙げているが、当該サービスのアクセシビリティの不十分さを考えると、記述の順番を変えるべき。</li> <li>● 「りんごの棚」を明記すべき。</li> </ul>

2. (2) 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進	1) 地域におけるニーズの把握・課題解決の重要性	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な図書館として学校図書館を地域住民に開放してはどうか。市民との対話を通じ、非利用者のニーズも汲み取るべき。</li> </ul>
	2) 都道府県立図書館と市町村立図書館及び学校図書館との連携推進	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県による小規模自治体への専門的バックアップを強化すべき。</li> <li>● 学校図書館への相互貸借（配送網）の維持と予算措置が必要。</li> </ul>
	3) 他機関等との連携によるサービスの拡充と学びの多様化	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 司書・司書教諭がいれば、図書館・他機関との連携が可能。</li> <li>● 学校司書・司書教諭が関連部署・団体と連携することの重要性を示すと、専門職としての意義を示すことにつながる。</li> <li>● 図書館も社会教育施設であり、公民館など他の社会教育施設と連携し、利用者とのコミュニケーションや行政業務に精通することで、市民や行政他部署とのネットワークの要となるべき。</li> </ul>
	4) 文字・活字文化を共に支えるために～地域の書店との連携～	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館と書店の連携次第で、読書への関心を喚起できる。</li> <li>● 「地元書店からの図書購入」は地域活性化にとても良い。</li> </ul>
	5) 地域における読書推進人材との連携・協働	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校図書館における読書推進人材の活用に向けては、まず司書教諭が必要。</li> <li>● 読書推進人材と専門職（司書・司書教諭・学校司書）の役割分担を整理すべき。</li> </ul>
2. (3) 図書館・学校図書館を支える人材の育成・配置の充実	1) 現状と課題	110	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校長は学校図書館長でもあるという意識が持てるよう、管理職研修に組み込むべき。名刺に学校図書館長と刷ることも一案。</li> <li>● 学校司書の非正規雇用が問題。</li> <li>● 自治体における予算確保が難しい現状で、職員の研修やキャリアパスをうたわれても非現実的。</li> </ul>
	2) 図書館・学校図書館の未来を担う人材基盤の強化に向けて	132	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒への直接的な関わりを学校司書が遠慮しないよう、役割として明記すべき。</li> <li>● 学校司書の「正規・常勤・専任配置」を義務化すべき。</li> <li>● 司書養成制度の抜本的な見直しが不可欠。</li> <li>● 見直しに当たっては、知識・技術偏重を避け、利用者理解や対話的支援を中核とする人的サービスを中心に据えるべき。</li> <li>● 司書科目より、採用後の職場での研修やOJT、経験が大事。</li> </ul>
3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し	(1) 国において今後求められる対応	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校図書館法を改正し、学校司書配置を「義務」にすべき。</li> <li>● 司書資格の内容を充実し、高度化を図るべき。</li> <li>● 学校図書館図書標準の改定が必要。</li> </ul>
	(2) 地方公共団体において今後求められる対応	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書購入費などの予算を十分に確保することが必要。</li> <li>● 図書館がハブとなるには、資格を持った専門的な司書の採用・配置と共に、積み上げた経験を生かせる職員体制が必要。</li> <li>● 図書館法に基づく図書館協議会になっているかの把握が必要。</li> <li>● 国や都道府県が、学校運営協議会において学校図書館の運営を協議事項とすることを各学校に積極的に促すことが必要。</li> </ul>
その他（形式面・全般）		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書タイトルに「学校図書館」と「と共に」を入れるべき。</li> <li>● 「期待される」等の表現を断定的な文言に改めるべき。</li> <li>● 用語（地方公共団体など）を統一し、整合性を図るべき。</li> <li>● 全般的に利用者の視点が不足。</li> <li>● 生涯学習の出発点である「乳幼児」への取組が希薄。</li> </ul>